

○内閣府令第五号  
厚生労働省

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の一部の施行及び確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百四十四号）の施行に伴い、並びに確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八十九条第一項第七号及び第一百二条の規定に基づき、確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年四月二十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

厚生労働大臣 後藤 茂之

確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令

（確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部改正）

第一条 確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成十三年内閣府令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後

(登録申請書に記載するその他の事項)

第二条 法第八十九条第一項第七号の主務省令で定める事項は、役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営んでいるときは、当該役員の氏名並びに当該他の法人の商号又は名称及び当該事業の種類とする。

改正前

(登録申請書に記載するその他の事項)

第二条 法第八十九条第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営んでいるときは、当該役員の氏名並びに当該他の法人の商号又は名称及び当該事業の種類

二 主要株主(発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。)の商号、氏名又は名称、住所、その持株数又は出資額及び発行済株式の総数又は出資の総額に占める当該持株数又は当該出資額の割合

(業務に関する帳簿書類の作成及び保存)

第十一条 記録関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関が作成する法第一条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。

一 四 (略)

五 確定給付企業年金法第八十二条の三第四項若しくは第九十一条の二十八第四項、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条

第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四百四十四条の六第四項、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五十六条第四項若しくは第五十九条第四項、平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六六十五条の三第四項又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法第一百七十条の三第四項の規定により法

(業務に関する帳簿書類の作成及び保存)

第十一条 記録関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関が作成する法第一条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。

一 四 (略)

五 確定給付企業年金法第八十二条の三第四項若しくは第九十一条の二十七第四項、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条

第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四百四十四条の六第四項、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五十六条第四項若しくは第五十九条第四項、平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六六十五条の三第四項又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法第一百七十条の三第四項の規定により法

第五十四条の二第一項（平成二十五年厚生年金等改正法附則第五  
三条第三項又は第三十八條第三項の規定により読み替えて適用  
する場合を含む。）に規定する脱退一時金相当額等が移換され  
た者に通知した内容を記録した書面  
六 規則第二十二條の二第六項の規定により提供した記録の内容  
を記録した書面  
七 規則第六十九條の二第四項の規定により提供した記録の内容  
を記録した書面  
八 （略）  
（削る）

2  
4 （略）

第五十四条の二第一項（平成二十五年厚生年金等改正法附則第  
五条第三項又は第三十八條第三項の規定により読み替えて適用  
する場合を含む。）に規定する脱退一時金相当額等が移換され  
た者に通知した内容を記録した書面  
六 規則第二十二條の二第四項の規定により提供した記録の内容  
を記録した書面  
七 規則第六十九條の二第五項の規定により提供した記録の内容  
を記録した書面  
八 （略）  
九 規則第七十條第五項の規定により通知した内容を記録した書  
面

2  
4 （略）

様式第一号を次のように改める。



様式第一号（第一条関係）

年 月 日

厚生労働大臣 殿

{ 金融庁長官 殿 }  
{ 財務（支）局長 殿 }

申請者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

登 録 申 請 書

確定拠出年金法の規定により、確定拠出年金運営管理機関の登録を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(A列4番)

登録番号※		登録年月日※	
申請者の 商号又は 名称		住 所	郵便番号 ( )
資本金額	百万円		電話番号 ( ) -
役員の名及び役 職名	氏 名	役 職 名	
確定拠出 年金運営 管理業に 係る営業 所の名称 等	名 称	設置年月日	所 在 地
業務の種 類及び方 法			
他の事業 の種類			
役員兼 職状況	氏 名	他の法人の商号又は名称及び他に営んでいる事業 の種類	

(備考)

1. 「登録番号※」及び「登録年月日※」には、記載しないこと。
2. 登録免許税領収書は、登録申請書の正本の裏面に貼付すること。なお、副本には貼付することを要しない。
3. 登録事業所の名称等
  - ① 「住所」には、登記簿上の主たる営業所の所在地を記載すること。
  - ② 「資本金額」は、資本金額、出資の総額又は基金の総額を記載すること。
  - ③ 「役員」には、役員に相当する職にある者は全員を記載すること。
4. 営業所の名称等
  - ① 確定拠出年金運営管理業に係る全ての営業所を記載すること。
  - ② 「所在地」には、その営業所の電話番号を併せて記載すること。
5. 業務の種類及び方法

次の各項目について記載すること。

  - ① 法第2条第7項各号に規定する運営管理業務のうち申請者が行う業務の内容（同項各号のうち、該当する業務の号番号（第1号の業務については、イ、ロ又はハのいずれに該当するかの別を併せて記載すること）
  - ② 運営管理業務を行う地域（都道府県単位又はこれに準ずる単位で記載すること）
  - ③ 運営管理業務の具体的な実施方法の概要
  - ④ 運営管理業務に係る報酬額の算定方法、受取方法及び支払時期
6. 他の事業の種類（該当しないときは、記載不要）

事業の種類は日本標準産業分類表細分類により記載すること。
7. 役員の兼職状況（該当しないときは、記載不要）

事業の種類は日本標準産業分類表細分類により記載すること。

第二条 確定拠出年金運営管理機関に関する命令様式第七号を次のように改める。



様式第七号（第十二条関係）

年 月 日
厚生労働大臣 殿
{ 金融庁長官 } 殿
{ 財務（支）局長 } 殿
登録番号 商号又は名称 代表者氏名
業 務 報 告 書
確定拠出年金法第百二条の規定により、別添のとおり業務報告書を提出します。

(A列4番)

確定拠出年金運営管理機関業務報告書

登録番号	
商号又は名称	
( 年事業年度 ) 年 月 日から 年 月 日まで	

1. 企業型年金の運営管理業務の受託数

法第2条第7項第1号イの業務	
同号ロの業務	
同号ハの業務	
同項第2号の業務	

2. 受託業務ごとの加入者等の人数

①法第2条第7項第1号イに掲げる業務				
企業型年金加入者数	名	(男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名	(男	名、女	名)
個人型年金加入者数	名	(男	名、女	名)
個人型年金運用指図者数	名	(男	名、女	名)
合計	名	(男	名、女	名)
②法第2条第7項第1号ロに掲げる業務				
企業型年金加入者数	名	(男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名	(男	名、女	名)
個人型年金加入者数	名	(男	名、女	名)
個人型年金運用指図者数	名	(男	名、女	名)
合計	名	(男	名、女	名)
③法第2条第7項第1号ハに掲げる業務				
企業型年金加入者数	名	(男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名	(男	名、女	名)
個人型年金加入者数	名	(男	名、女	名)
個人型年金運用指図者数	名	(男	名、女	名)
合計	名	(男	名、女	名)
④法第2条第7項第2号に掲げる業務				
企業型年金加入者数	名	(男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名	(男	名、女	名)
個人型年金加入者数	名	(男	名、女	名)
個人型年金運用指図者数	名	(男	名、女	名)
合計	名	(男	名、女	名)

(備考)

- ①、②及び④は、事業年度末時点の状況について記載すること。
- ③は、事業年度中に給付を受ける権利の裁定を行った者の総数を記載すること。

3. 法第3条第3項第2号の2に掲げる事項を定めた規約の数及び当該規約に基づき企業型年金を実施する事業主の数

規約数	事業主数
件	社

(備考) この項目は、法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関が記載すること。

4. 法第3条第3項第7号の2に掲げる事項を定めた規約の数及び当該規約に基づき企業型年金を実施する事業主の数

規約数	事業主数
件	社

(備考) この項目は、法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関が記載すること。

(法第2条第7項第1号イに掲げる業務の実施状況)

5. 報告者が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者及び個人型年金加入者に係る掛金の状況

	掛金総額	平均掛金額
男 (企業型年金) (うち簡易企業型年金) (個人型年金) (合計)	円 円 円 円	円 円 円 円
女 (企業型年金) (うち簡易企業型年金) (個人型年金) (合計)	円 円 円 円	円 円 円 円
計 (企業型年金) (うち簡易企業型年金) (個人型年金) (合計)	円 円 円 円	円 円 円 円

(備考)

1. 「掛金総額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金額の総額を記載すること。
2. 「平均掛金額」は、「掛金総額」を報告者が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者及び個人型年金加入者のうち、直近の12月～11月の期間内に加入者期間を有するものに係る加入者期間の合計で除したものを記載すること。

6. 報告者が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者（簡易企業型年金の企業型年金加入者を含む。）に係る掛金の状況

	掛金額区分	掛金総額	平均掛金額
男	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円
女	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円
計	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円

(備考)

1. 「掛金総額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金額の総額を記載すること。
2. 「平均掛金額」は、「掛金総額」を報告者が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者のうち、直近の12月～11月の期間内に企業型年金加入者期間を有するものに係る企業型年金加入者期間の合計で除したものを記載すること。

7. 報告者が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する簡易企業型年金の企業型年金加入者に係る掛金の状況

	掛金額区分	掛金総額	平均掛金額
男	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円
女	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円
計	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円

(備考)

1. 「掛金総額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金額の総額を記載すること。
2. 「平均掛金額」は、「掛金総額」を報告者が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者のうち、直近の12月～11月の期間内に企業型年金加入者期間を有するものに係る企業型年金加入者期間の合計で除したものを記載すること。

8. 報告者が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する加入者等に係る運用の状況

運用の方法名	加入者等数	個人別管理資産総額	運用の方法の種類	元本確保の運用の方法	株券等
	企業型年金加入者数 人 企業型年金運用指図者数 人 個人型年金加入者数 人 個人型年金運用指図者数 人 合計 人	円 円 円 円 円			
	企業型年金加入者数 人 企業型年金運用指図者数 人 個人型年金加入者数 人 個人型年金運用指図者数 人 合計 人	円 円 円 円 円			
合計	企業型年金加入者数 人 企業型年金運用指図者数 人 個人型年金加入者数 人 個人型年金運用指図者数 人 合計 人	円 円 円 円 円	—	—	—

(備考)

1. 事業年度末時点の状況について記載すること。
2. 「運用の方法名」は、各運用商品名を記載すること。
3. 運用の指図がないものは、「運用の方法名」に「未指図」と記載し、「運用の方法の種類」、「元本確保の運用の方法」及び「株券等」は、空欄（—）とすること。
4. 「運用の方法の種類」は、令第15条第1項の表の上欄に掲げる区分に応じて記載すること。
5. 「元本確保の運用の方法」は、当該運用の方法が次に掲げる運用の方法であって令第15条第2項に規定する運用方法要件に適合するもの（12において「元本確保の運用の方法」という。）に該当する場合には○印を記載すること。
  - 一 令第15条第1項の表の1の項イ及びロに掲げる運用の方法
  - 二 令第15条第1項の表の2の項イに掲げる運用の方法
  - 三 令第15条第1項の表の3の項イからホまでに掲げる運用の方法
  - 四 令第15条第1項の表の4の項イに掲げる運用の方法
  - 五 令第15条第1項の表の5の項イに掲げる運用の方法
6. 「株券等」は、当該運用の方法が令第15条第1項の表の2の項ニ又は3の項レからウまでに掲げる運用の方法に該当する場合には○印を記載すること。

9. 給付の状況

【企業型年金】

給 付		事業年度末の受給者数（うち本年度 の新規受給者数）		支給総額（うち新規受給者への支給 額）	
老齢給付金	年 金 （一時金との 併給を除く）	男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
	一時金 （年金との併 給を除く）	男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
	年金と一時金 の併給	男	人（ 人）	年 金	円（ 円）
		女	人（ 人）	一時金	円（ 円）
		計	人（ 人）	年 金	円（ 円）
				一時金	円（ 円）
				年 金	円（ 円）
				一時金	円（ 円）
障害給付金	年 金 （一時金との 併給を除く）	男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
	一時金 （年金との併 給を除く）	男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
	年金と一時金 の併給	男	人（ 人）	年 金	円（ 円）
		女	人（ 人）	一時金	円（ 円）
		計	人（ 人）	年 金	円（ 円）
				一時金	円（ 円）
				年 金	円（ 円）
				一時金	円（ 円）
死 亡 一 時 金		男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
脱 退 一 時 金		男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
計		男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	

【個人型年金】

給 付		事業年度末の受給者数（うち本年度 の新規受給者数）		支給総額（うち新規受給者への支給 額）	
老齢給付金	年 金 （一時金との 併給を除く）	男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
	一時金 （年金との併 給を除く）	男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
	年金と一時金 の併給	男	人（ 人）	年 金	円（ 円）
		女	人（ 人）	一時金	円（ 円）
		計	人（ 人）	年 金	円（ 円）
				一時金	円（ 円）
障害給付金	年 金 （一時金との 併給を除く）	男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
	一時金 （年金との併 給を除く）	男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
	年金と一時金 の併給	男	人（ 人）	年 金	円（ 円）
		女	人（ 人）	一時金	円（ 円）
		計	人（ 人）	年 金	円（ 円）
				一時金	円（ 円）
死 亡 一 時 金		男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
脱 退 一 時 金		男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
計		男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	

(法第2条第7項第1号ロに掲げる業務の状況)

10. 法第2条第7項第1号ロに掲げる業務を担当する加入者等が行った運用の指図の内容の資産管理機関又は連合会への通知の件数

	資産管理機関又は連合会への通知	
企業型年金加入者	男 女 計	件 件 件
企業型年金運用指図者	男 女 計	件 件 件
個人型年金加入者	男 女 計	件 件 件
個人型年金運用指図者	男 女 計	件 件 件

(備考) 当該事業年度の実績を記載すること。

(法第2条第7項第1号ハに掲げる業務の状況)

11. 法第2条第7項第1号ハの給付を受ける権利の裁定の件数

老齢給付金	障害給付金	死亡一時金	脱退一時金
【企業型年金】 男 女 計	【企業型年金】 男 女 計	【企業型年金】 男 女 計	【企業型年金】 男 女 計
【個人型年金】 男 女 計	【個人型年金】 男 女 計	【個人型年金】 男 女 計	【個人型年金】 男 女 計
【総計】 男 女 計	【総計】 男 女 計	【総計】 男 女 計	【総計】 男 女 計

(備考) 当該事業年度の実績を記載すること。

(法第2条第7項第2号に掲げる業務の実施状況)

12. 報告者が法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する加入者等に係る運用の方法の選定及び提示の状況

	運用の方法の数	第1号運用方法数	第2号運用方法数	第3号運用方法数	第4号施行日時点の運用の方法の数
A 実施事業所					
B 実施事業所					
C 実施事業所					
・					
・					
個人型aプラン					
個人型bプラン					
個人型cプラン					
・					
・					
・					

(備考)

- 「運用の方法の数」は、令第15条第1項の表の下欄の定めに従って算定し、記載すること。
- 「第1号運用方法数」は選定及び提示している運用方法のうち元本確保の運用の方法の数を、「第2号運用方法数」は第1号運用方法及び第3号運用方法以外の運用の方法の数を、「第3号運用方法数」は令第15条第1項の表の2の項ニ及び3の項レからウまでに掲げる運用の方法の数を記載すること。
- 加入者等に係る運用の方法の選定及び提示については、加入者等に対して選定及び提示している一の運用方法群ごとに記載すること。
- 加入者等に提示した運用の方法を当該事業年度内に変更し、「運用の方法の数」、「第1号運用方法数」、「第2号運用方法数」又は「第3号運用方法数」が異なることとなった場合は、変更前の運用の方法の数と変更後の運用の方法の数をそれぞれ記載すること。
- 「第4号施行日時点の運用の方法の数」は、平成30年5月1日時点の運用の方法の数を記載すること。
- 提示した運用の方法の数の少ない順に記入すること。なお、個別の企業名を記載する必要はない。

13. 法第2条第7項第2号の運用の方法に係る情報の提供の内容

運用の方法名	運用の方法の種類	情報の提供の内容の概要	情報の提供の回数

(備考)

- 「運用の方法名」は、各運用商品名を記載すること。
- 「運用の方法名」は、運用の方法が法第23条の2第2項に規定する指定運用方法の場合、その冒頭に「【指定】」と記載すること。
- 「運用の方法の種類」は、令第15条第1項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。
- 「情報の提供の内容の概要」は、報告者が選定及び提示した運用の方法ごとに加入者等に対して行った情報の提供の内容を簡潔に記載すること。
- 「情報の提供の回数」は、当該事業年度において、企業型年金加入者等に対し情報の提供を行った回数を記載すること。

14. 資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置（個人型年金）の実施状況

(1) 資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置の実施状況（個人型年金）全般について

①加入者の資格を取得する際に資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を講じている	
②上述①の後、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を継続的に行っている	

(備考)

1. 該当するものに○印を記載すること。
2. 個人型年金に関して資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置の委託を国民年金基金連合会から受けている場合に記載すること。

(2) (1)②に該当する場合、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を講じる頻度が次のうちのいずれであるか記載すること。

- ①半年に1回
- ②1年に1回
- ③2年に1回
- ④3年に1回
- ⑤その他

(3) (2)で⑤を選択した場合、具体的に記載すること。

15. 法第23条の2第1項の規定による指定運用方法の選定及び提示の状況

	①指定運用方法を加入者に選定及び提示している	②当該指定運用方法の名称	③当該指定運用方法の運用の方法の種類	④当該指定運用方法を選定した年度	⑤今年度末日に指定運用方法が適用されている人数	⑥⑤の者に係る当該指定運用方法の個人別管理資産の残高
A 実施事業所						
B 実施事業所						
C 実施事業所						
・						
・						
個人型aプラン						
個人型bプラン						
個人型cプラン						
・						
・						
・						

(備考)

1. ①は、該当する場合に○印を記載すること。
2. ②～⑥は、①で指定運用方法を提示している場合にのみ記載すること。
3. ②は、指定運用方法として選定された運用商品名を記載すること。
4. ③は、令第15条第1項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。
5. 法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関は①～④を記載し、同項第1号イに掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関は①～⑥を記載すること。
6. 法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関は、当該事業年度内に指定運用方法を選定又は変更した場合には、新たに選定した指定運用方法の選定理由を記載した書面を23の次に添付すること。選定理由は、法第23条の2第2項の指定運用方法の基準を踏まえ、令第6条第8号ロの協議の結果を尊重した上で当該指定運用方法を選定したことがわかる内容を記載すること。

(法第26条第1項の規定による運用の方法の除外の状況)

16. 当該事業年度内に除外された運用の方法の状況

	当該事業年度内に除外された運用の方法名
A 実施事業所	
B 実施事業所	
C 実施事業所	
・ ・ ・	
個人型aプラン	
個人型bプラン	
個人型cプラン	
・ ・ ・	

(備考)

1. 二以上の厚生年金適用事業所で企業型年金を実施している場合は、各厚生年金適用事業所の状況について記載し、併せて当該企業型年金全体の状況について記載すること。
2. 事業年度末時点の状況について記載すること。

(法第83条第2項の規定による通知の状況)

17. 企業型記録関連運営管理機関が法第83条第2項の規定により行った通知（個人別管理資産が連合会に移換された者への通知の件数等）

企業型運用関連運営管理機関等名	件数	移換金額
	人	円
	人	円
	人	円

(備考)

1. 当該事業年度内に法第83条第1項の規定により個人別管理資産が連合会（個人型特定運営管理機関に限る。）へ移換された者への同条第2項の規定による通知の実績を記載すること。
2. 「企業型運用関連運営管理機関等名」は、当該通知を受けた者に係る法第2条第7項第2号の業務を担当する確定拠出年金運営管理機関名又は事業主名を記載すること。
3. 件数の多い順に記載すること。

18. 年齢及び掛金総額（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額）ごとの企業型年金加入者の人数の状況

実施事業所名（ ） 簡易企業型年金に該当するか（ ）

①他制度加入者以外の者（令第11条第1号に該当する者）

年齢区分 掛金総額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人数計							

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）

年齢区分 掛金総額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人数計							

（備考）

- 直近の11月末の状況について記載すること。
- 実施事業所ごとに記載すること。「簡易企業型年金に該当するか」は、該当する場合は○印を記載すること。
- 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数とすること。

19. 年齢及び事業主掛金額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

実施事業所名 ( ) 簡易企業型年金に該当するか ( )

①他制度加入者以外の者 (令第11条第1号に該当する者)

年齢区分 掛金額 区分 (平均月額)	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人数計							

②他制度加入者である者 (令第11条第2号に該当する者)

年齢区分 掛金額 区分 (平均月額)	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人数計							

(備考)

- 直近の11月末の状況について記載すること。
- 実施事業所ごとに記載すること。「簡易企業型年金に該当するか」は、該当する場合は○印を記載すること。
- 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された事業主掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数とすること。

20. 年齢及び企業型年金加入者掛金額ごとの企業型年金加入者の人数の状況  
 実施事業所名 ( ) 簡易企業型年金に該当するか ( )

①他制度加入者以外の者 (令第11条第1号に該当する者)

年齢区分 掛金額 区分 (平均月額)	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	人数計
0円							
1円～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人数計							

②他制度加入者である者 (令第11条第2号に該当する者)

年齢区分 掛金額 区分 (平均月額)	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	人数計
0円							
1円～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～13,750円							
人数計							

(備考)

1. 企業型年金加入者が掛金を拠出できている場合とされている場合に限り記載すること。
2. 直近の11月末の状況について記載すること。
3. 実施事業所ごとに記載すること。「簡易企業型年金に該当するか」は、該当する場合は○印を記載すること。
4. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された企業型年金加入者掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数とすること。

21. 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額ごとの人数の状況

実施事業所名 ( ) 簡易企業型年金に該当するか ( )

①他制度加入者以外の者 (令第11条第1号に該当する者)

掛金額区分 (平均月額)		加入者掛金						
		0円	1円～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～15,000円	15,001円～20,000円	20,001円～25,000円	25,001円～27,500円
事業主掛金	～ 5,000円							
	5,001円～10,000円							
	10,001円～15,000円							
	15,001円～20,000円							
	20,001円～25,000円							
	25,001円～30,000円							
	30,001円～35,000円							
	35,001円～40,000円							
	40,001円～45,000円							
	45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円								

②他制度加入者である者 (令第11条第2号に該当する者)

掛金額区分 (平均月額)		加入者掛金			
		0円	1円～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～13,750円
事業主掛金	～ 5,000円				
	5,001円～10,000円				
	10,001円～15,000円				
	15,001円～20,000円				
	20,001円～25,000円				
	25,001円～27,500円				

(備考)

1. 企業型年金加入者が掛金を拠出できることとしている場合に限り記載すること。
2. 法第3条第3項第7号の2に掲げる事項を規約に定める企業型年金の運営管理業務を受託している場合に限り記載すること。
3. 直近の11月末の状況について記載すること。
4. 実施事業所ごとに記載すること。「簡易企業型年金に該当するか」は、該当する場合は○印を記載すること。
5. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された事業主掛金額及び企業型年金加入者掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数とすること。

22. 年齢及び掛金額ごとの個人型年金加入者の人数の状況

①第一号加入者又は第四号加入者である者（令第36条第1号に該当する者）

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
55,001円～60,000円							
60,001円～65,000円							
65,001円～68,000円							
人数計							

②第二号加入者であって、下記③～⑤以外のもの（令第36条第2号に該当する者）

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～23,000円							
人数計							

③第二号加入者であって、企業型年金加入者であるもの（④以外のもの）（令第36条第3号に該当する者）

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
人数計							

④第二号加入者であって、企業型年金加入者であるもの（他制度加入者である者に限る）（令第36条第4号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～12,000円							
人数計							

⑤第二号加入者であって、企業型年金加入者でないもの（他制度加入者である者に限る）又は第二号厚生年金被保険者若しくは第三号厚生年金被保険者であるもの（令第36条第5号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～12,000円							
人数計							

⑥第三号加入者であるもの（令第36条第6号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分					人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	
～ 5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～15,000円						
15,001円～20,000円						
20,001円～23,000円						
人数計						

(備考)

- 直近の11月末の状況について記載すること。
- 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金額を当該期間内の加入者期間月数で除した数とすること。
- ②については、個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の総額を記載すること。

23. 個人別管理資産等の移受換状況

(1)個人別管理資産の移換先別移換件数

	企業型年金	個人型年金	確定給付企業年金	中小企業退職金共済	企業年金連合会
A実施事業所					
B実施事業所					
C実施事業所					
・					
個人型aプラン					
個人型bプラン					
個人型cプラン					
・					
・					
・					

(備考) 事業年度内に移換した資産の件数の累計を記載すること。

(2)他の企業年金等の資産の受換件数

	企業型年金	個人型年金	厚生年金基金	確定給付企業年金	中小企業退職金共済	企業年金連合会	その他(自社退職金等)
A実施事業所							
B実施事業所							
C実施事業所							
・							
個人型aプラン							
個人型bプラン							
個人型cプラン							
・							
・							
・							

(備考) 事業年度内に受換した資産の件数の累計を記載すること。

第三条 確定拠出年金運営管理機関に関する命令様式第七号を次のように改める。



様式第七号（第十二条関係）

年 月 日
厚生労働大臣 殿
{ 金融庁長官 } 殿
{ 財務（支）局長 } 殿
登録番号 商号又は名称 代表者氏名
業 務 報 告 書
確定拠出年金法第百二条の規定により、別添のとおり業務報告書を提出します。

(A列4番)

確定拠出年金運営管理機関業務報告書

登録番号	
商号又は名称	
( 年事業年度 ) 年 月 日から 年 月 日まで	

1. 企業型年金の運営管理業務の受託数

法第2条第7項第1号イの業務	
同号ロの業務	
同号ハの業務	
同項第2号の業務	

2. 受託業務ごとの加入者等の人数

①法第2条第7項第1号イに掲げる業務				
企業型年金加入者数	名	(男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名	(男	名、女	名)
個人型年金加入者数	名	(男	名、女	名)
個人型年金運用指図者数	名	(男	名、女	名)
合計	名	(男	名、女	名)
②法第2条第7項第1号ロに掲げる業務				
企業型年金加入者数	名	(男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名	(男	名、女	名)
個人型年金加入者数	名	(男	名、女	名)
個人型年金運用指図者数	名	(男	名、女	名)
合計	名	(男	名、女	名)
③法第2条第7項第1号ハに掲げる業務				
企業型年金加入者数	名	(男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名	(男	名、女	名)
個人型年金加入者数	名	(男	名、女	名)
個人型年金運用指図者数	名	(男	名、女	名)
合計	名	(男	名、女	名)
④法第2条第7項第2号に掲げる業務				
企業型年金加入者数	名	(男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名	(男	名、女	名)
個人型年金加入者数	名	(男	名、女	名)
個人型年金運用指図者数	名	(男	名、女	名)
合計	名	(男	名、女	名)

(備考)

- ①、②及び④は、事業年度末時点の状況について記載すること。
- ③は、事業年度中に給付を受ける権利の裁定を行った者の総数を記載すること。

3. 法第3条第3項第2号の2に掲げる事項を定めた規約の数及び当該規約に基づき企業型年金を実施する事業主の数

規約数	事業主数
件	社

(備考) この項目は、法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関が記載すること。

4. 法第3条第3項第7号の2に掲げる事項を定めた規約の数及び当該規約に基づき企業型年金を実施する事業主の数

規約数	事業主数
件	社

(備考) この項目は、法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関が記載すること。

(法第2条第7項第1号イに掲げる業務の実施状況)

5. 報告者が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者及び個人型年金加入者に係る掛金の状況

	掛金総額	平均掛金額
男 (企業型年金) (うち簡易企業型年金) (個人型年金) (合計)	円 円 円 円	円 円 円 円
女 (企業型年金) (うち簡易企業型年金) (個人型年金) (合計)	円 円 円 円	円 円 円 円
計 (企業型年金) (うち簡易企業型年金) (個人型年金) (合計)	円 円 円 円	円 円 円 円

(備考)

1. 「掛金総額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金額の総額を記載すること。
2. 「平均掛金額」は、「掛金総額」を報告者が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者及び個人型年金加入者のうち、直近の12月～11月の期間内に加入者期間を有するものに係る加入者期間の合計で除したものを記載すること。

6. 報告者が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者（簡易企業型年金の企業型年金加入者を含む。）に係る掛金の状況

	掛金額区分	掛金総額	平均掛金額
男	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円
女	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円
計	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円

(備考)

1. 「掛金総額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金額の総額を記載すること。
2. 「平均掛金額」は、「掛金総額」を報告者が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者のうち、直近の12月～11月の期間内に企業型年金加入者期間を有するものに係る企業型年金加入者期間の合計で除したものを記載すること。

7. 報告者が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する簡易企業型年金の企業型年金加入者に係る掛金の状況

	掛金額区分	掛金総額	平均掛金額
男	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円
女	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円
計	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円

(備考)

- 「掛金総額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金額の総額を記載すること。
- 「平均掛金額」は、「掛金総額」を報告者が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者のうち、直近の12月～11月の期間内に企業型年金加入者期間を有するものに係る企業型年金加入者期間の合計で除したものを記載すること。

8. 報告者が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する加入者等に係る運用の状況

運用の方法名	加入者等数	個人別管理資産総額	運用の方法の種類	元本確保の運用の方法	株券等
	企業型年金加入者数 人 企業型年金運用指図者数 人 個人型年金加入者数 人 個人型年金運用指図者数 人 合計 人	円 円 円 円 円			
	企業型年金加入者数 人 企業型年金運用指図者数 人 個人型年金加入者数 人 個人型年金運用指図者数 人 合計 人	円 円 円 円 円			
合計	企業型年金加入者数 人 企業型年金運用指図者数 人 個人型年金加入者数 人 個人型年金運用指図者数 人 合計 人	円 円 円 円 円	—	—	—

(備考)

- 事業年度末時点の状況について記載すること。
- 「運用の方法名」は、各運用商品名を記載すること。
- 運用の指図がないものは、「運用の方法名」に「未指図」と記載し、「運用の方法の種類」、「元本確保の運用の方法」及び「株券等」は、空欄（—）とすること。
- 「運用の方法の種類」は、令第15条第1項の表の上欄に掲げる区分に応じて記載すること。
- 「元本確保の運用の方法」は、当該運用の方法が次に掲げる運用の方法であって令第15条第2項に規定する運用方法要件に適合するもの（12において「元本確保の運用の方法」という。）に該当する場合には○印を記載すること。
  - 令第15条第1項の表の1の項イ及びロに掲げる運用の方法
  - 令第15条第1項の表の2の項イに掲げる運用の方法
  - 令第15条第1項の表の3の項イからホまでに掲げる運用の方法
  - 令第15条第1項の表の4の項イに掲げる運用の方法
  - 令第15条第1項の表の5の項イに掲げる運用の方法
- 「株券等」は、当該運用の方法が令第15条第1項の表の2の項ニ又は3の項レからウまでに掲げる運用の方法に該当する場合には○印を記載すること。

9. 給付の状況

【企業型年金】

給 付		事業年度末の受給者数（うち本年度 の新規受給者数）		支給総額（うち新規受給者への支給 額）	
老齢給付金	年 金 （一時金との 併給を除く）	男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
	一時金 （年金との併 給を除く）	男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
	年金と一時金 の併給	男	人（ 人）	年 金	円（ 円）
		女	人（ 人）	一時金	円（ 円）
		計	人（ 人）	年 金	円（ 円）
				一時金	円（ 円）
				年 金	円（ 円）
				一時金	円（ 円）
障害給付金	年 金 （一時金との 併給を除く）	男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
	一時金 （年金との併 給を除く）	男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
	年金と一時金 の併給	男	人（ 人）	年 金	円（ 円）
		女	人（ 人）	一時金	円（ 円）
		計	人（ 人）	年 金	円（ 円）
				一時金	円（ 円）
				年 金	円（ 円）
				一時金	円（ 円）
死 亡 一 時 金		男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
脱 退 一 時 金		男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
計		男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	

【個人型年金】

給 付		事業年度末の受給者数（うち本年度 の新規受給者数）		支給総額（うち新規受給者への支給 額）	
老齢給付金	年 金 （一時金との 併給を除く）	男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
	一時金 （年金との併 給を除く）	男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
	年金と一時金 の併給	男	人（ 人）	年 金	円（ 円）
		女	人（ 人）	一時金	円（ 円）
		計	人（ 人）	年 金	円（ 円）
				一時金	円（ 円）
				年 金	円（ 円）
				一時金	円（ 円）
障害給付金	年 金 （一時金との 併給を除く）	男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
	一時金 （年金との併 給を除く）	男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
	年金と一時金 の併給	男	人（ 人）	年 金	円（ 円）
		女	人（ 人）	一時金	円（ 円）
		計	人（ 人）	年 金	円（ 円）
				一時金	円（ 円）
				年 金	円（ 円）
				一時金	円（ 円）
死 亡 一 時 金		男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
脱 退 一 時 金		男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
計		男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	

(法第2条第7項第1号ロに掲げる業務の状況)

10. 法第2条第7項第1号ロに掲げる業務を担当する加入者等が行った運用の指図の内容の資産管理機関又は連合会への通知の件数

	資産管理機関又は連合会への通知	
企業型年金加入者	男 女 計	件 件 件
企業型年金運用指図者	男 女 計	件 件 件
個人型年金加入者	男 女 計	件 件 件
個人型年金運用指図者	男 女 計	件 件 件

(備考) 当該事業年度の実績を記載すること。

(法第2条第7項第1号ハに掲げる業務の状況)

11. 法第2条第7項第1号ハの給付を受ける権利の裁定の件数

老齢給付金	障害給付金	死亡一時金	脱退一時金
【企業型年金】 男 女 計	【企業型年金】 男 女 計	【企業型年金】 男 女 計	【企業型年金】 男 女 計
【個人型年金】 男 女 計	【個人型年金】 男 女 計	【個人型年金】 男 女 計	【個人型年金】 男 女 計
【総計】 男 女 計	【総計】 男 女 計	【総計】 男 女 計	【総計】 男 女 計

(備考) 当該事業年度の実績を記載すること。

(法第2条第7項第2号に掲げる業務の実施状況)

12. 報告者が法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する加入者等に係る運用の方法の選定及び提示の状況

	運用の方法の数	第1号 運用方法数	第2号 運用方法数	第3号 運用方法数
A実施事業所				
B実施事業所				
C実施事業所				
・				
・				
個人型aプラン				
個人型bプラン				
個人型cプラン				
・				
・				
・				

(備考)

- 「運用の方法の数」は、令第15条第1項の表の下欄の定めに従って算定し、記載すること。
- 「第1号運用方法数」は選定及び提示している運用方法のうち元本確保の運用の方法の数を、「第2号運用方法数」は第1号運用方法及び第3号運用方法以外の運用の方法の数を、「第3号運用方法数」は令第15条第1項の表の2の項ニ及び3の項レからウまでに掲げる運用の方法の数を記載すること。
- 加入者等に係る運用の方法の選定及び提示については、加入者等に対して選定及び提示している一の運用方法群ごとに記載すること。
- 加入者等に提示した運用の方法を当該事業年度内に変更し、「運用の方法の数」、「第1号運用方法数」、「第2号運用方法数」又は「第3号運用方法数」が異なることとなった場合は、変更前の運用の方法の数と変更後の運用の方法の数をそれぞれ記載すること。
- 提示した運用の方法の数の少ない順に記入すること。なお、個別の企業名を記載する必要はない。

13. 法第2条第7項第2号の運用の方法に係る情報の提供の内容

運用の方法名	運用の方法の種類	情報の提供の内容の概要	情報の提供の回数

(備考)

- 「運用の方法名」は、各運用商品名を記載すること。
- 「運用の方法名」は、運用の方法が法第23条の2第2項に規定する指定運用方法の場合、その冒頭に「【指定】」と記載すること。
- 「運用の方法の種類」は、令第15条第1項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。
- 「情報の提供の内容の概要」は、報告者が選定及び提示した運用の方法ごとに加入者等に対して行った情報の提供の内容を簡潔に記載すること。
- 「情報の提供の回数」は、当該事業年度において、企業型年金加入者等に対し情報の提供を行った回数を記載すること。

14. 資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置（個人型年金）の実施状況

(1) 資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置の実施状況（個人型年金）全般について

①加入者の資格を取得する際に資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を講じている	
②上述①の後、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を継続的に行っている	

(備考)

1. 該当するものに○印を記載すること。
2. 個人型年金に関して資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置の委託を国民年金基金連合会から受けている場合に記載すること。

(2) (1)②に該当する場合、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を講じる頻度が次のうちのいずれであるか記載すること。

- ①半年に1回
- ②1年に1回
- ③2年に1回
- ④3年に1回
- ⑤その他

(3) (2)で⑤を選択した場合、具体的に記載すること。

15. 法第23条の2第1項の規定による指定運用方法の選定及び提示の状況

	①指定運用方法を加入者に選定及び提示している	②当該指定運用方法の名称	③当該指定運用方法の運用の方法の種類	④当該指定運用方法を選定した年度	⑤今年度末日に指定運用方法が適用されている人数	⑥⑤の者に係る当該指定運用方法の個人別管理資産の残高
A 実施事業所						
B 実施事業所						
C 実施事業所						
・						
・						
個人型aプラン						
個人型bプラン						
個人型cプラン						
・						
・						
・						

(備考)

1. ①は、該当する場合に○印を記載すること。
2. ②～⑥は、①で指定運用方法を提示している場合にのみ記載すること。
3. ②は、指定運用方法として選定された運用商品名を記載すること。
4. ③は、令第15条第1項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。
5. 法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関は①～④を記載し、同項第1号イに掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関は①～⑥を記載すること。
6. 法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関は、当該事業年度内に指定運用方法を選定又は変更した場合には、新たに選定した指定運用方法の選定理由を記載した書面を27の次に添付すること。選定理由は、法第23条の2第2項の指定運用方法の基準を踏まえ、令第6条第8号ロの協議の結果を尊重した上で当該指定運用方法を選定したことがわかる内容を記載すること。

(法第26条第1項の規定による運用の方法の除外の状況)

16. 当該事業年度内に除外された運用の方法の状況

	当該事業年度内に除外された運用の方法名
A 実施事業所	
B 実施事業所	
C 実施事業所	
・ ・ ・	
個人型aプラン	
個人型bプラン	
個人型cプラン	
・ ・ ・	

(備考)

1. 二以上の厚生年金適用事業所で企業型年金を実施している場合は、各厚生年金適用事業所の状況について記載し、併せて当該企業型年金全体の状況について記載すること。
2. 事業年度末時点の状況について記載すること。

(法第83条第2項の規定による通知の状況)

17. 企業型記録関連運営管理機関が法第83条第2項の規定により行った通知（個人別管理資産が連合会に移換された者への通知の件数等）

企業型運用関連運営管理機関等名	件数	移換金額
	人	円
	人	円
	人	円

(備考)

1. 当該事業年度内に法第83条第1項の規定により個人別管理資産が連合会（個人型特定運営管理機関に限る。）へ移換された者への同条第2項の規定による通知の実績を記載すること。
2. 「企業型運用関連運営管理機関等名」は、当該通知を受けた者に係る法第2条第7項第2号の業務を担当する確定拠出年金運営管理機関名又は事業主名を記載すること。
3. 件数の多い順に記載すること。

18. 年齢及び掛金総額（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額）ごとの企業型年金加入者の人数の状況

実施事業所名（ ） 簡易企業型年金に該当するか（ ）

①他制度加入者以外の者（令第11条第1号に該当する者）

年齢区分 掛金総額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人数計							

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

年齢区分 掛金総額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人数計							

③他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

掛金総額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人数計							

（備考）

- 直近の11月末の状況について記載すること。
- 実施事業所ごとに記載すること。「簡易企業型年金に該当するか」は、該当する場合は○印を記載すること。
- 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数とすること。
- 「経過措置」は、確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和3年政令第244号。以下「令和3年改正政令」という。）附則第2項の経過措置をいう。

19. 年齢及び事業主掛金額ごとの企業型年金加入者の人数の状況  
 実施事業所名（ ） 簡易企業型年金に該当するか（ ）

①他制度加入者以外の者（令第11条第1号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人数計							

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人数計							

③他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人数計							

（備考）

- 直近の11月末の状況について記載すること。
- 実施事業所ごとに記載すること。「簡易企業型年金に該当するか」は、該当する場合は○印を記載すること。
- 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された事業主掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数とすること。
- 「経過措置」は、令和3年改正政令附則第2項の経過措置をいう。

20. 年齢及び企業型年金加入者掛金額ごとの企業型年金加入者の人数の状況  
 実施事業所名 ( ) 簡易企業型年金に該当するか ( )

①他制度加入者以外の者 (令第11条第1号に該当する者)

掛金額 区分 (平均月額)	年齢区分						人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
0円							
1円～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人数計							

②他制度加入者である者 (令第11条第2号に該当する者) (経過措置が適用されない実施事業所)

掛金額 区分 (平均月額)	年齢区分						人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
0円							
1円～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人数計							

③他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
0円							
1円～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～13,750円							
人数計							

（備考）

1. 企業型年金加入者が掛金を拠出できることとしている場合に限り記載すること。
2. 直近の11月末の状況について記載すること。
3. 実施事業所ごとに記載すること。「簡易企業型年金に該当するか」は、該当する場合は○印を記載すること。
4. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された企業型年金加入者掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数とすること。
5. 「経過措置」は、令和3年改正政令附則第2項の経過措置をいう。

21. 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額ごとの人数の状況

実施事業所名（ ） 簡易企業型年金に該当するか（ ）

①他制度加入者以外の者（令第11条第1号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	加入者掛金						
	0円	1円～ 5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

掛金額区分 (平均月額)		加入者掛金						
		0円	1円～ 5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円
事業主掛金	～ 5,000円							
	5,001円～10,000円							
	10,001円～15,000円							
	15,001円～20,000円							
	20,001円～25,000円							
	25,001円～30,000円							
	30,001円～35,000円							
	35,001円～40,000円							
	40,001円～45,000円							
	45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円								

③他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

掛金額区分 (平均月額)		加入者掛金			
		0円	1円～ 5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 13,750円
事業主掛金	～ 5,000円				
	5,001円～10,000円				
	10,001円～15,000円				
	15,001円～20,000円				
	20,001円～25,000円				
	25,001円～27,500円				

(備考)

1. 企業型年金加入者が掛金を拠出できることとしている場合に限り記載すること。
2. 法第3条第3項第7号の2に掲げる事項を規約に定める企業型年金の運営管理業務を受託している場合に限り記載すること。
3. 直近の11月末の状況について記載すること。
4. 実施事業所ごとに記載すること。「簡易企業型年金に該当するか」は、該当する場合は○印を記載すること。
5. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された事業主掛金額及び企業型年金加入者掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数とすること。
6. 「経過措置」は、令和3年改正政令附則第2項の経過措置をいう。

22. 掛金総額（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額）及び他制度掛金相当額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

実施事業所名（ ） 簡易企業型年金に該当するか（ ）

①他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

他制度掛金相当額 区分(平均月額)	～5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円	27,501円～ 30,000円
掛金総額 区分(平均月額)							
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人数計							
他制度掛金相当額 区分(平均月額)	30,001円～ 35,000円	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～	人数計
掛金総額 区分(平均月額)							
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人数計							

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

他制度掛金相当額 区分(平均月額) 掛金総額 区分(平均月額)	～5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円	27,501円～ 30,000円
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人数計							
他制度掛金相当額 区分(平均月額) 掛金総額 区分(平均月額)	30,001円～ 35,000円	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人数計							

(備考)

- 直近の11月末の状況について記載すること。
- 実施事業所ごとに記載すること。「簡易企業型年金に該当するか」は、該当する場合は○印を記載すること。
- 「掛金総額区分(平均月額)」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数とすること。
- 「他制度掛金相当額区分(平均月額)」は、直近の12月～11月の期間分のお他制度掛金相当額の平均とすること。
- 「経過措置」は、令和3年改正政令附則第2項の経過措置をいう。

23. 事業主掛金及び他制度掛金相当額ごとの企業型年金加入者の人数の状況  
 実施事業所名 ( ) 簡易企業型年金に該当するか ( )  
 ①他制度加入者である者 (令第11条第2号に該当する者) (経過措置が適用されない実施事業所)

他制度掛金相当額 区分(平均月額) 掛金額 区分(平均月額)	～5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円	27,501円～ 30,000円
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人数計							
他制度掛金相当額 区分(平均月額) 掛金額 区分(平均月額)	30,001円～ 35,000円	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人数計							

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

他制度掛金相当額 区分(平均月額)	～5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円	27,501円～ 30,000円
掛金額 区分(平均月額)							
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人数計							
他制度掛金相当額 区分(平均月額)	30,001円～ 35,000円	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～	人数計
掛金額 区分(平均月額)							
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人数計							

(備考)

- 直近の11月末の状況について記載すること。
- 実施事業所ごとに記載すること。「簡易企業型年金に該当するか」は、該当する場合は○印を記載すること。
- 「掛金額区分(平均月額)」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された事業主掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数とすること。
- 「他制度掛金相当額区分(平均月額)」は、直近の12月～11月の期間分のお他制度掛金相当額の平均とすること。
- 「経過措置」は、令和3年改正政令附則第2項の経過措置をいう。

24. 事業主掛金の平均月額、企業型年金加入者掛金の平均月額及び他制度掛金相当額の平均月額の総額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

実施事業所名 ( ) 簡易企業型年金に該当するか ( )

①他制度加入者である者 (令第11条第2号に該当する者) (経過措置が適用されない実施事業所)

掛金総額区分 (平均月額)	~5,000円	5,001円~ 10,000円	10,001円~ 15,000円	15,001円~ 20,000円	20,001円~ 25,000円	25,001円~ 27,500円	27,501円~ 30,000円
人数							
掛金総額区分 (平均月額)	30,001円~ 35,000円	35,001円~ 40,000円	40,001円~ 45,000円	45,001円~ 50,000円	50,001円~ 55,000円	55,001円~	人数計
人数							

②他制度加入者である者 (令第11条第2号に該当する者) (経過措置が適用される実施事業所)

掛金総額区分 (平均月額)	~5,000円	5,001円~ 10,000円	10,001円~ 15,000円	15,001円~ 20,000円	20,001円~ 25,000円	25,001円~ 27,500円	27,501円~ 30,000円
人数							
掛金総額区分 (平均月額)	30,001円~ 35,000円	35,001円~ 40,000円	40,001円~ 45,000円	45,001円~ 50,000円	50,001円~ 55,000円	55,001円~	人数計
人数							

(備考)

- 直近の11月末の状況について記載すること。
- 実施事業所ごとに記載すること。「簡易企業型年金に該当するか」は、該当する場合は○印を記載すること。
- 「掛金総額区分 (平均月額)」は、直近の12月~11月の期間分として拠出された事業主掛金及び加入者掛金の合計を当該期間内の在籍月数で除した数並びに直近の12月~11月の期間分のお他制度掛金相当額の平均の総額とすること。
- 「経過措置」は、令和3年改正政令附則第2項の経過措置をいう。

25. 事業主掛金の平均月額及び他制度掛金相当額の平均月額の総額ごとの企業型年金加入者の人数の状況  
 実施事業所名 ( ) 簡易企業型年金に該当するか ( )

①他制度加入者である者 (令第11条第2号に該当する者) (経過措置が適用されない実施事業所)

掛金総額区分 (平均月額)	~5,000円	5,001円~ 10,000円	10,001円~ 15,000円	15,001円~ 20,000円	20,001円~ 25,000円	25,001円~ 27,500円	27,501円~ 30,000円
人数							
掛金総額区分 (平均月額)	30,001円~ 35,000円	35,001円~ 40,000円	40,001円~ 45,000円	45,001円~ 50,000円	50,001円~ 55,000円	55,001円~	人数計
人数							

②他制度加入者である者 (令第11条第2号に該当する者) (経過措置が適用される実施事業所)

掛金総額区分 (平均月額)	~5,000円	5,001円~ 10,000円	10,001円~ 15,000円	15,001円~ 20,000円	20,001円~ 25,000円	25,001円~ 27,500円	27,501円~ 30,000円
人数							
掛金総額区分 (平均月額)	30,001円~ 35,000円	35,001円~ 40,000円	40,001円~ 45,000円	45,001円~ 50,000円	50,001円~ 55,000円	55,001円~	人数計
人数							

(備考)

1. 直近の11月末の状況について記載すること。
2. 実施事業所ごとに記載すること。「簡易企業型年金に該当するか」は、該当する場合は○印を記載すること。
3. 「掛金総額区分 (平均月額)」は、直近の12月~11月の期間分として拠出された事業主掛金を当該期間内の在籍月数で除した数及び直近の12月~11月の期間分のお他制度掛金相当額の平均の総額とすること。
4. 「経過措置」は、令和3年改正政令附則第2項の経過措置をいう。

26. 年齢及び掛金額ごとの個人型年金加入者の人数の状況

①第一号加入者又は第四号加入者である者（令第36条第1号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
55,001円～60,000円							
60,001円～65,000円							
65,001円～68,000円							
人数計							

②第二号加入者であって、下記③～⑤以外のもの（令第36条第2号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～23,000円							
人数計							

③第二号加入者であって、企業型年金加入者であるもの（④以外のもの）（令第36条第3号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
人数計							

④第二号加入者であって、他制度加入者であるもの（令第36条第4号に該当する者）

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
人数計							

⑤第二号加入者であって、第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者であるもの（令第36条第5号に該当する者）

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
人数計							

⑥第三号加入者であるもの（令第36条第6号に該当する者）

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	人数計
～ 5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～15,000円						
15,001円～20,000円						
20,001円～23,000円						
人数計						

（備考）

1. 直近の11月末の状況について記載すること。
2. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金額を当該期間内の加入者期間月数で除した数とすること。
3. ②については、個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の総額を記載すること。

27. 個人別管理資産等の移受換状況

(1)個人別管理資産の移換先別移換件数

	企業型年金	個人型年金	確定給付企業年金	中小企業退職金共済	企業年金連合会
A実施事業所					
B実施事業所					
C実施事業所					
・					
個人型aプラン					
個人型bプラン					
個人型cプラン					
・					
・					
・					

(備考) 事業年度内に移換した資産の件数の累計を記載すること。

(2)他の企業年金等の資産の受換件数

	企業型年金	個人型年金	厚生年金基金	確定給付企業年金	中小企業退職金共済	企業年金連合会	その他(自社退職金等)
A実施事業所							
B実施事業所							
C実施事業所							
・							
個人型aプラン							
個人型bプラン							
個人型cプラン							
・							
・							
・							

(備考) 事業年度内に受換した資産の件数の累計を記載すること。

## 附 則

### (施行期日)

1 この命令は、令和四年五月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条及び次項の規定 令和四年十月一日

二 第三条及び附則第三項の規定 令和六年十二月一日

### (経過措置)

2 第二条の規定による改正後の確定拠出年金運営管理機関に関する命令様式第七号は、前項第一号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。

3 第三条の規定による改正後の確定拠出年金運営管理機関に関する命令様式第七号は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。